

食品安全委員会  
清涼飲料水等に関するワーキンググループ(第3回)  
議事録

1. 日時 平成29年2月3日(金) 9:59~11:24

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 清涼飲料水中の亜鉛の規格基準改正に係る食品健康影響評価について
- (2) 清涼飲料水中の鉄の規格基準改正に係る食品健康影響評価について
- (3) 清涼飲料水中のカルシウム・マグネシウム等(硬度)の規格基準改正に係る食品健康影響評価について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

長谷川座長、穠山専門委員、浅見専門委員、遠藤専門委員、  
太田専門委員、桑村専門委員、田中専門委員、福島専門委員、  
増村専門委員、松井専門委員、村山専門委員、吉田専門委員

(専門参考人)

久保田専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員

(事務局)

川島事務局長、東條事務局次長、関野評価第一課長、  
橘評価調整官、今井課長補佐、石橋係長、松崎技術参与

5. 配布資料

議事次第、座席表、専門委員名簿

資料1 清涼飲料水評価書(案)亜鉛

資料2 清涼飲料水評価書(案)鉄

資料3 清涼飲料水評価書(案)カルシウム・マグネシウム等(硬度)

参考資料1 厚生労働省からの評価要請文書(平成25年4月9日  
厚生労働省発安0409第1号)

- 参考資料 2 厚生労働省への通知文書（平成25年 4月15日府食第308号）  
参考資料 3 厚生労働省への通知文書（平成25年 6月17日府食第477号）  
参考資料 4 厚生労働省から提出された補足資料（平成28年10月12日  
生食基発1012第1号）

## 6. 議事内容

○長谷川座長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから第3回「清涼飲料水等に関するワーキンググループ」を開催いたします。久しぶりの開催になります。また、本年最初のワーキンググループになります。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、御多忙のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。本日は、専門委員14名のうち、12名に御出席いただいております。川村専門委員、渋谷専門委員は御都合により欠席との連絡をいただいております。

また、国立医薬品食品衛生研究所より久保田専門参考人に御出席をいただいております。食品安全委員会からは、4名の委員の方々に御出席いただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の議事は、「清涼飲料水中の亜鉛の規格基準改正に係る食品健康影響評価について」、「清涼飲料水中の鉄の規格基準改正に係る食品健康影響評価について」、「清涼飲料水中のカルシウム・マグネシウム等（硬度）の規格基準改正に係る食品健康影響評価について」と「その他」となっております。

議事に入ります前に、事務局から食品安全委員会の委員の改選について報告があると聞いておりますので、事務局より報告をお願いいたします。

○今井課長補佐 専門委員の先生方、本年もよろしくをお願いいたします。

先般、食品安全委員会の委員の改選がございましたので、その御報告をさせていただきます。

このたび、新たに委員に就任いたしました山本委員でございます。

○山本委員 おはようございます。1月7日付で熊谷委員の後任で委員に就任いたしました山本でございます。

食品安全委員会発足当初からプリオン専門調査会の専門委員としてやってまいりました。熊谷委員の後任ですので、微生物・ウイルス、かび毒・自然毒といったところの担当になるかと思いますが、清涼飲料水は初めての参加でございます。よろしくをお願いいたします。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○今井課長補佐 本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに7点ございます。

資料1 清涼飲料水評価書（案）亜鉛。

資料2 清涼飲料水評価書（案）鉄。

資料3 清涼飲料水評価書（案）カルシウム・マグネシウム等（硬度）。

参考資料1 厚生労働省からの評価要請文書。

参考資料2及び参考資料3 厚生労働省への通知文書。

参考資料4 厚生労働省から提出された補足資料でございます。

不足の資料はございませんでしょうか。

傍聴の方におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告を行ってください。

○今井課長補佐 本日の議事につきまして、平成15年10月2日食品安全委員会決定の2の（1）に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員の先生はいらっしゃいません。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

既に御提出いただいております確認書について、その後、相違はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○長谷川座長 ありがとうございます。

本日は、清涼飲料水中の亜鉛、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の規格基準改正について議論いただきたいと思いますと思っております。

専門委員の先生方におかれましては、忌憚のない御意見をお願いいたしますが、あわせて、本日は2時間の予定でございますので、進行にも御協力をお願いいたします。

それでは、議事「（1）清涼飲料水中の亜鉛の規格基準改正に係る食品健康影響評価について」に入ります。

亜鉛及び鉄に関する審議は、昨年（平成28年）9月29日に第2回清涼飲料水等に関するワーキンググループを開催して以来になります。

その際、厚生労働省にばく露評価に必要なデータを要請することとなりました。その後、

厚生労働省から資料が提出されましたので、本日は、ばく露評価を中心に、食品健康影響評価まで議論したいと思います。

それでは、最初に資料1「清涼飲料水評価書（案）亜鉛」の「Ⅱ．評価対象物質の概要」、「Ⅲ．安全性に係る知見の概要」、「Ⅳ．ばく露状況」のうち、主に前回のワーキンググループからの修正箇所について、説明を事務局からお願いいたします。

○石橋係長 それでは、資料1「清涼飲料水評価書（案）亜鉛」をごらんください。

まず、資料全体についてでございます。前回、9月29日の第2回ワーキンググループでの御指摘を踏まえまして、修正した箇所のうち削除した部分は一本の訂正線、追加した部分につきましては二重の下線で示してございます。先生方には資料を事前に御確認いただいておりますので、本日御議論をいただきたい点を中心に御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料の18ページをごらんいただければと思います。18ページの1行目でございます。こちらは体内動態のまとめのところでございますが、1行目に「内因性排泄」という言葉が出てまいりまして、この用語につきまして、松井先生にお伺いしまして、脚注に用語の説明を新たに追記いたしております。

40ページの16～22行目、ヒトにおける影響のまとめの部分でございます。こちらは前回のワーキンググループでの御指摘等を踏まえまして、文言を修正しております。

40ページの25行目から「Ⅳ．ばく露状況」についてでございます。

「1．水道水での亜鉛の検出状況」につきましては、41ページでございます表11に浄水での亜鉛の検出状況について示しておりまして、表の下に最高値0.96mg/Lを新たに追記いたしております。

15行目から「2．ミネラルウォーター類中の亜鉛の検出状況」につきまして、まず、国内流通製品でございますけれども、17行目から次のページの5行目にわたりまして、今般、厚生労働省から提出いただきました補足資料、本日参考資料4としてお配りしておりますが、こちらの資料に基づきまして、得られた情報を記載いたしております。

そのほか、42ページの7行目以降におきましては、文献等で得られましたミネラルウォーター類中の亜鉛の濃度につきまして、記載をいたしております。

43ページの21行目、「3．食品からの亜鉛の摂取状況」でございます。

30行目以降につきまして、新たに追記いたしております。こちらは国民健康・栄養調査の22年、23年の特別集計でございまして、44ページの表15に平均値のほか、パーセントイル値を記載してございます。

44ページの5行目「(2)陰膳調査」でございます。こちらにつきましては、前回のワーキンググループ以降、27年度のデータが新たに公表されておりましたので、数字を改めております。

44ページの12行目は「(3)栄養機能食品の亜鉛の摂取目安量」について記載をしており

まして、栄養機能食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の上限値として15mgと消費者庁の食品表示基準で設定されております。

46ページにまいりまして、「(2)日本における亜鉛の一日摂取量の推定」でございます。日本における飲料水（ミネラルウォーター類及び水道水）及び食事からの亜鉛の一日摂取量を推定しております。

まず、平均的な見積もりとしまして、表17-1と次のページの表17-2に示してございます。表17-1につきましては、食事については陰膳調査から得られたデータを用いて推定した場合の結果を示してございます。表17-2につきましては、食事について、国民健康・栄養調査のデータを用いまして推計した結果を示してございます。

47ページの20行目以降でございます。こちらは高摂取量の見積もりとしまして、48ページ、49ページでございますけれども、表18-1に平均的な見積もりと同様、食事について陰膳調査を用いた場合の推定結果、表18-2につきましては、食事について国民健康・栄養調査のデータを用いた場合の推定結果を示してございます。

陰膳調査を用いた推定結果、つまり表17-1と表18-1につきましては、48ページの19行目以降に「事務局より」と記載をしている部分でございますが、陰膳調査の食事試料につきましては、対象者が摂取した食事を間食も含めて全て一食分多く用意することとされております。環境省にお伺いしましたところ、健康食品を摂取している方につきましては、その食事試料に健康食品も含めていただくように依頼をしているとお伺いしております。先ほど栄養機能食品からの摂取目安量の上限値について御説明をいたしましたけれども、食事からの推定を行う際に、陰膳調査の結果にはこの栄養機能食品も含まれている可能性がございますので、栄養機能食品、その他の食品からの摂取量を新たに加算せずに見積もりをしております。

49ページの17行目以降に「事務局より」と記載している部分でございますが、国民健康・栄養調査につきましては、50ページに記載しておりますように、特定保健用食品や特定の栄養素が強化されている食品などが含まれているとされております。このことを踏まえまして、平均的な見積もり表17-2は「その他の食品」を新たに加算せずに推計をしております。

また、表18-2の高摂取量の見積もりでございますけれども、錠剤、カプセル、顆粒状のビタミン・ミネラルが、国民健康・栄養調査の中に亜鉛については含まれていないということでございますので、過大な見積もりかもしれませんが、表18-2におきまして、「その他の食品」として、先ほど御説明しました栄養機能食品の亜鉛の一日当たりの摂取目安量の上限値である15mgを加算して見積もりをいたしております。

50ページの「事務局より」という枠の中でございます。表18-2において、国民健康・栄養調査の95パーセンタイル値を用いて推定しているのですけれども、こちらの95パーセンタイル値につきましては、本日御欠席されてございます川村先生からコメントをいただいております。その内容を記載しております。川村先生からは、95パーセンタイル値は普遍

性を持つということで、慣例として、95パーセンタイル値を使うことが多いという御意見をいただいております。

51ページの2行目以降の枠でございますが、吉田先生から、最大摂取量の見積もり、表18-1と表18-2において、水道水の最高値0.96mg/Lという値を使っていることにつきまして、コメントをいただいております。こちらの点につきましては、後ほど御議論をいただければと思っております。

御説明は以上でございます。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

それでは、御議論をいただきたい事項について申し上げます。最初に46ページを開いていただきたいと思っております。表17-1の食事について陰膳調査を用いた場合の平均的な見積もり及び48ページの表18-1の高摂取量の見積もりにおいて、ただいま説明がありましたように「その他の食品」として栄養機能食品の亜鉛の一日当たりの摂取目安量の上限値を削除するという点について、それでよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

次に、47ページの表17-2をごらんください。食事について国民健康・栄養調査を用いた場合の平均的な見積もりには「その他の食品」は加算せず、49ページの表18-2の高摂取量の見積もりには、栄養機能食品の亜鉛の一日当たりの摂取目安量の上限値を加算することについて、これもよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

続きまして、51ページの2行目以降ですが、吉田先生のコメントにつきまして、表18-1及び表18-2の亜鉛の推定一日摂取量、高摂取量の見積もりにおいて、水道水の濃度といたしまして、平成26年の浄水の調査結果の最高値0.96mg/Lを用いることについて、これでよろしいでしょうか。もし御意見がございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○浅見専門委員 事前のときにここまで思っていなかったのですけれども、吉田先生のコメントに非常にもっともだなと思ひまして、この添付資料で確認していただいたのは水道協会の原本かもしれないのですけれども、そこが間違っていることもないことはないことですか、ほかの値は95パーセンタイルとか、そういうものを使われているのに比べますと、やはり局地的にたまたまこの値になっている可能性も否定はできないかなと思ひますので、そういう値であるということは御承知いただいた上で考えていただければと思ひます。例えば、ここの記載のところに、ほかの分布についてはそれほど高くないとか、この文章だけだとわからないなというのがありまして、精査をいただいて、見ていただいたほうがいいかなと思ひます。

○長谷川座長 どうもありがとうございます。

意味がなかなか難しい対応かもしれないのですけれども、事務局はよろしいですか。

○浅見専門委員 もとのところに当たっていただいたのですか。例えば、浄水場のその値とかには。表ですね。これは戻ったほうがいいかもしれない場合が、ほかのケースとかでもあったことがあるので、済みません。

○長谷川座長 では、確認をするということで、対応するという事によろしいですか。

○関野評価第一課長 今、吉田専門委員から御指摘をいただいた0.96という数字は、資料の41ページの表11です。こういった分布の中で具体的に一番高い右のほうにあります全体の1という数字の実データが幾つかと調べたところ、注書きで書いてある最高値が0.96だと。これに基づいています。確かに分布で見ると、こういう形で推移していますので、一応この数字の信憑性というか正確性をもう一度確かめさせていただきたいと思えます。

その上で確かめられた場合に、ここの一番右側に分布している、この1にカウントされている具体的な値を確認の上、使っていいのか、それとも、もう少し左側のところをとるべきかといったところはワーキンググループとしての確認が必要なのですけれども、かと言って、左側のほうの数字ですと、具体的にどのポイントのどの値を使ったらいいかという問題と、0.96の使い方として最大摂取量の見積もりのほうでどう捉えるかということなので、過剰な見積もりにはなっているかもしれないけれども、という断りをした上で、とりあえず今はこの0.96を置いているという事情がございますので、数字のほうは確認させていただきませうけれども、その確認の上で最終的にどの数字を使うかということに関しては、やはり最大見積もりである以上、右側のところをとっておくべきかといったところについて、この場で結論というよりは若干コメントと言いましようか、そういうのを少しいただけたら、後で我々のほうでまた対応するにも対応しやすいかなと思いました。

○長谷川座長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○吉田専門委員 私のほうからよけいなことを言って済みません。もとのデータについてはたしかこの前、送っていただいて、中を見たらどこかの地下水のもので、そういうこともあるだろうなとは思ったのですけれども、ここは最大見積もりだから思っきり、特に栄養機能食品の15mgも相当な加算だと思いますので、それを全部合わせても30をちょっと超えた程度だということで、これを使っていただいても大丈夫かなという気はいたします。

もう一つだけ、前に戻って申しわけないけれども、確認だけはしておいていただきたいのですが、環境省の陰膳のデータは最新版に置きかえられたのですが、中央値が小さな値になってしまったのだけれども、範囲は大きいほうへシフトしているのです。44ページのところです。これは間違いないのですね。

○今井課長補佐 はい。

○吉田専門委員 範囲そのものは一番小さな値も一番大きな値も高い値の側にシフトしているのだけれども、中央値だけは低いほうへシフトしたということで間違いはないですか。

○今井課長補佐 中央値は90とございます。

○吉田専門委員 この中央値が国民健康・栄養調査の数字とやけに離れてしまったのがちょっと気になるなど。でも、表を2つとも載せるのでしたか。表17-1も表17-2も両方とも、陰膳調査を使った場合はこれで、国民健康・栄養調査を使った場合はこうなると、これは2つとも併記するのですか。

○今井課長補佐 現在の案は併記させていただいています。

○吉田専門委員 それであれば、いいと思います。数値的に環境省のほうのデータの中央値が亜鉛の摂取量をずっと見ている人の目から見ると、えらい少ないなという印象です。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

そのほかはよろしいでしょうか。どうぞ。

○関野評価第一課長 今の点を踏まえまして、0.96という数字の確かさをもう一度、浅見先生から御指摘がありましたので、確認させていただきます。その上で正しいということであれば、これをそのままということにさせていただきます。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に行きたいと思います。次は「VI. 食品健康影響評価」について、事務局から説明をお願いいたします。

○石橋係長 資料1の57ページをごらんいただければと思います。57ページの4～11行目の部分でございますけれども、これは前回のワーキンググループ以降、新たに動物の試験の結果につきまして、追記をさせていただきました。そのことに伴いまして、23～25行目でございますけれども、本ワーキンググループとしましては、ヒトを対象とした研究においてLOAELが得られたことなどから、ヒトにおける知見を重視し、ヒトにおける知見に基づき亜鉛の摂取量に関する上限値を設定することが適切であると判断したという文言を加えさせていただきました。そのヒト介入研究のLOAELに基づきまして、30～31行目でございます。



すけれども、亜鉛の摂取量に関する上限値を0.63としてございます。こちらは前回と変更はございません。

34行目から次のページの4行目でございますけれども、こちらはばく露評価を行いました結果を記載しております、その結果と先ほどの上限値0.63とを比較し、健康影響が生じるリスクは低いと判断したと記載しております。

6行目、今回諮問を受けておりますミネラルウォーター類の殺菌・除菌有と殺菌・除菌無の成分規格に亜鉛の項目を規定しない場合でございます。このミネラルウォーター類からの亜鉛の推定摂取量が平均的な見積もりも高摂取量の見積もりもどちらも亜鉛の推定一日摂取量全体に比べまして、相当低い量であるということから、ミネラルウォーター類からの亜鉛摂取量によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられると記載をいたしました。

15行目から、なお書きとしまして、今後、高濃度の亜鉛を含むミネラルウォーター類が存在する可能性も排除できないということから、リスク管理機関はミネラルウォーター類の亜鉛の検出状況の把握に努めるべきであるという文言を記載してございます。

食品健康影響評価については以上でございます。また、評価書全体につきまして、事前に先生方に御意見を伺いました際に、25行目以下の枠の中に記載しておりますけれども、先生方から修正のない旨のコメントをいただいておりますので、こちらに御紹介させていただきます。先生方、御確認いただきまして、ありがとうございました。

以上でございます。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

先生方から、ただいまの御説明について御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

そのほか、全体を通して特段御意見がございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○福島専門委員 意見がないと言ったかと思うのですけれども、40ページの18行目のくだりで、ここに「小児が成人より感受性が高いとは考えられないと判断した」という表現があるのですが、鉄については事務局のほうに訂正をお願いして、訂正になっているのですけれども、小児の文献等が余りにも少な過ぎて、LOAELももちろん設定できないのですが、これだけの判断でこの表現はきつ過ぎるかなと。「考えられない」という表現は全否定のように聞こえるので、ここの表現として「小児が成人より感受性が高いとは言えないと判断した」というふうに、鉄と同じような表現にそろえていただいたほうがいいかなと思います。

○長谷川座長 ほかの先生方もそれでよろしいでしょうか。では、そのようにお願いいたします。

○礪山専門委員 ミネラルウォーターの摂取量の亜鉛の検出のところで、佐々木先生の論文の最大値で摂取量を見積もっておりますけれども、我々は論文化が遅かったのですが、もうじき2014年のデータが論文として掲載されますので、最大値の摂取量推定は変更なしで構いませんが、最近の検出状況の結果をエビデンスとして入れていただければと思っています。

○長谷川座長 わかりました。そのようにお願いいたします。  
どうぞ。

○吉田専門委員 この評価書はこれでいいと思うのですが、最後のところの「リスク管理機関はミネラルウォーター類の亜鉛の検出状況の把握に努めるべきである」というところで、ミネラルウォーターに亜鉛化合物を足してしまうと、それはミネラルウォーターではなくなってしまうのです。恐らくそれは栄養機能食品か何かになってしまうのです。実際に実はそういうものが売られているということは前にお知らせをしたのだけでも、それは結局どこも管理できなくなってしまうのですか。

要するに清涼飲料水で、この5 mg/Lくらいの亜鉛を添加したものは何と呼ぶのかというところが問題なのでしょうけれども、それはどこがそういうものをチェックするのかというのが、「ミネラルウォーター類の」と書いてあると、これは法令上のミネラルウォーターなのですよね。一般の人はそれをミネラルウォーターだと思って使ってしまうのだけれども、法令上それはミネラルウォーターではない。見た感じは明らかにミネラルウォーターなのだけれども、「ミネラルウォーター類」とここで言っている「類」というのは何をどこまで含めた「類」なのですか。

○長谷川座長 どうぞお願いいたします。

○関野評価第一課長 一応ここで使っている言葉はまさに管理側である厚労省からの諮問内容そのものなのですけれども、食品衛生法上の分類としてミネラルウォーター類、同じ58ページの6行目あたりにも書いてございますけれども、殺菌のあるものとないものが分かれた形での制度上の区分がなされておりますので、そこで使っている言葉になります。吉田先生が言われた、後から添加したものは、分類上はミネラルウォーター類には入りませんが、この評価書の中で我々がこのなお書きで言及している部分は、評価依頼を受けた範囲内で、ワーキンググループなり、食品安全委員会が伝えておくべきメッセージとして言わせていただければと思いますので、ここの表現はミネラルウォーター類の検出状況について把握に努めるということにさせていただきたいと思います。

ただ、別途、問題意識としては、ミネラルウォーターに限らず、亜鉛が添加された飲料

をヒトが摂取するという可能性は当然あるわけですから、ここでの今の御指摘、御発言を踏まえまして、厚生労働省との間でどうやって注意をしていくかといったことは考えさせていただくという方法はとれるかと思えます。

○吉田専門委員 済みませんが、よろしく願いいたします。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。それ以外でよろしいでしょうか。

それでは、事務局は本日の議論を踏まえまして、評価書案の一部に修正等をお願いいたします。

それでは、議事「(2) 清涼飲料水中の鉄の規格基準改正に係る食品健康影響評価について」に入ります。

鉄につきましても、亜鉛と同様、ばく露評価を中心に食品健康影響評価まで議論したいと思えます。

それでは、最初に資料2の「清涼飲料水評価書(案)鉄」の「Ⅱ. 評価対象物質の概要」と「Ⅲ. 安全性に係る知見の概要」のうち、主に前回のワーキンググループからの修正箇所について、説明を事務局からお願いいたします。

○石橋係長 それでは、資料2をごらんいただければと思えます。資料2の27ページでございます。鉄につきましても前回の9月29日のワーキンググループ以降の修正箇所につきまして、二重下線及び取り消し線で示してございます。

27～34ページまででございますが、二重下線を引いている部分がございます。こちらにつきましては、前回のワーキンググループ以降、新たに得られた知見につきまして、その概要を記載させていただいております。

35ページ、こちらはヒトにおける影響のまとめのところでございます。12～16行目にかけてまして、前回のワーキンググループ以降、修正をしております。ここで「小児及び乳児が成人より感受性が高いとは言えないと判断した」ということについて追記しております。17行目以降の枠の中でございますけれども、事務局より先生方に、表に記載している知見をもとにこの記載でよろしいでしょうかとお伺いしましたところ、松井先生よりコメントをいただきまして、35～37ページにかけて記載をいたしております。

また、松井先生から、小児及び乳児に係る知見が少ないということで、新たに文献を提供していただきました。本日、机上配布資料としまして、「乳児・小児における鉄摂取に関する知見」というタイトルの横表をお配りしております。こちらは松井先生からいただいた資料をもとに事務局で修正しまして、整理してございます。松井先生からは、新たに足した文献も含めて、乳児及び小児に関するこれらの知見をもとに、この小児及び乳児が成人より感受性が高いとは言えないと判断できるという御意見をいただいております。

また、37ページですけれども、先ほど亜鉛のところでも御指摘がございましたが、福島

先生からコメントをいただいております、「小児及び乳児が成人より感受性が高いとは考えられない」を「言えない」に文言を修正してございます。

御説明は以上でございます。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

それでは、御議論をいただきたい事項でございますが、ただいま説明がございました35ページの7～16行目にかけて「(4) ヒトにおける影響のまとめ」でございますが、小児及び乳児については、NOAELまたはLOAELを決定することは困難であるが、小児及び乳児が成人より感受性が高いとは言えないという記載について、これでよろしいでしょうか。

○松井専門委員

補足説明をさせていただきます。まず、基本的に、私はこれが適切な表現だと思います。机上配布資料をごらんください。上の表が乳児、下が小児になっております。被験者数が比較的多いものを御紹介させていただきました。体重当たりで出しますので、用量が体重あたりで示されているもの以外も、実際に体重のデータがあるもの、または一番下は体重のデータがありませんが、これはアメリカでのデータですので、IOMの参照値を用いて計算することができるということで、こういう表になっております。

ここで一番問題なのが、上から2番目のDeweyの報告で健康影響が認められるということです。これが体重1 kgあたり1 mgです。ただ、それよりも用量が高いところで悪影響が認められないという大規模な研究も存在しています。ですから、実際にこのDeweyの報告をLOAELとするのは難しいかもしれません。

第2点ですが、ここで健康影響について、「成長」と「その他」と書かれています。成人の場合はエンドポイントは消化器の障害でした。ですけれども、ここに書いてありますように、乳児の場合は成長抑制があらわれています。

それについてはもう一点、30ページをごらんください。メタアナリシスのデータがありまして、そこでも体重変化が明瞭に示されている報告のみを解析すると、成長へ悪影響があることが示されています。ですから、乳児の場合はエンドポイントを成長抑制としたほうがいいのかと思います。

次に、机上配布資料の2枚目をごらんください。これはIOMと食事摂取基準のULを示したものです。これの算定法につきましては、この評価書案の中に書かれていますので詳しく説明しませんが、このようにいずれも成人に比べて、小児はULが高く設定されています。つまり耐性が高いといえますか、感受性が低いといえますか、そういうような状況になっております。ただ、一つ問題がありますのは、まずIOMは2001年ですので、先ほど御説明しましたDeweyの報告が考慮されていません。ですから、これはこういうデータになっております。

逆に食事摂取基準の場合はDewey後ですから、これは乳児のデータが示されておられません。

これは、この評価書案と同様に、いろいろな結果があるので、NOAEL、LOAELは決められないからULは決められないというような表記になっております。Deweyの報告を重視したためにこういう形になっていると思います。小児に関しては、特に食事摂取基準の場合は急性毒性のデータを用い、それにかなり大きな不確実因子をかけて、この数値を出しています。それが食事摂取基準の鉄のULの問題でしょう。

もう一度、前のページに戻っていただきますと、先ほど申しましたように、Deweyの報告の1 mg/kg BW/dは、やはり重視すべきであろうと。ただ、それより低い水準の論文が余りないのですが、1つだけ、それより低い水準で影響がないという報告が出ております。この1 mg/kg BW/dというのがどういう数字かと言いますと、評価書案の35ページの5行目に、成人のLOAELが0.99となっており、ほぼ同じです。もう一点加えますと、0.99とした成人のLOAELには食事由来の鉄が含まれております。先ほどのDeweyらの報告は食事由来の鉄は含まれておりません。純粋にミルク由来の鉄ということになっております。

以上を総合的に判断しますと、まず、乳児においてはここに書いてありますように、成人より感受性が高いとは言えないということは確かなことだと思います。

その次に小児についてですけれども、それが机上配布資料の下のほうの表になります。WHOは、貧血の予防に小児には大体30～50mgでしたか、かなり多量の鉄を数週間にわたって補給することは意味があるのだということを出しておきまして、それを検証するための試験も含まれております。ですから、期間がかかなり短いものもございまして、用量は1.7、2.8というようなところが続きます。このデータは数が少なくて期間が短いものもありますので、基本的にはLOAEL、NOAELを決めるのは難しいとは思いますが、乳児の結果も考慮し、全体的に考えまして、小児においても成人より感受性が高いとは言えないという表現は適切だと考えております。

以上です。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○吉田専門委員 このような場合、kg体重当たりで見られるので、感受性が高いとは言えないということに必ずなってしまう。恐らくこれはどれをやっても全部そうなると思います。といいますのは、必要な栄養素量だって体重当たりになると乳幼児あるいは成長期というのは成人よりも全部大きいのです。例えば、動物実験などですと、同じ有害物濃度の餌を食べさせても成長期のほうが当然、毒性はよく出ます。それは体重当たりで見れば、たくさん食べているからです。だから、体重当たりという、この物差しで見ている限りにおいては、感受性が高いとは言えないという結論になるに決まってしまう。そのところは物すごく違和感があります。

つまり、成長期などはすごく注意しないといけないと一般的には思っているのですが、

こう書いてしまうと、子供のほうが耐性があるのだというように見えてしまう。毒性学をやっている人には当たり前ののだと思うのですけれども、「体重当たりで見た場合は」とか、そういうただし書きを入れておいていただけるとまだしもかなと。ほかに比較のしようが恐らくないので、今のところは体重当たりで見られるのだらうと思うのだけれども、結局、成長期というのは必要な栄養素も体重当たりになると全部多いのです。だから、この見方をしてしまうと耐性が当然あるように見えてしまう。そこだけ何か対応ができればと思っています。

ただ、これは、ほかのところにも全部波及をしてくるので、亜鉛だけ特別というわけにはいかない。食品安全委員会全体の整合性の問題があると思いますけれども、そのところだけお考えいただければいいと思います。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。貴重なコメントでございます。事務局のほうで少し検討をするということでよろしいでしょうか。

そのほかはよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、次に「IV. ばく露状況」についてということで、説明を事務局からお願いいたします。

○石橋係長 ばく露状況につきまして、38ページをごらんいただければと思います。前回のワーキンググループからの変更点としまして、ミネラルウォーター類中の鉄の検出状況としまして、8～13行目でございますけれども、亜鉛と同じく、厚生労働省から提出されました補足情報に基づきまして、こちらに概要を記載しております。また、そのほかの文献から得られた情報を記載しております。

次に40ページでございます。こちらは食品からの鉄の摂取状況についてでございます。7～8行目にかかまして、国民健康・栄養調査の22年、23年度の特別集計のところでございますが、鉄については通常の商品からの摂取量に加えまして、強化食品及び補助食品からの摂取量も含まれているという情報でございましたので、こちらを追記させていただいております。

栄養機能食品につきましては、14行目以降でございます。亜鉛と同じく、摂取目安量の上限値10mgと設定されております。

41ページでございます。これらの情報を踏まえまして、日本における鉄の一日摂取量の推定を行っております。平均的な見積もりとしましては、42ページの表9にその結果を示しております。高摂取量の見積もりにつきましては、43ページの表10に示してございます。亜鉛と異なりまして、鉄については陰膳調査の結果がございませんので、食事については国民健康・栄養調査のデータを使っております。

43ページの16行目以降の枠に記載しておりますけれども、先ほど御説明しましたように、国民健康・栄養調査の中には通常からの食品に加えまして、強化食品及び補助食品からの

摂取量が含まれているとされております。また、44ページに記載しておりますように、特定保健用食品等の食品に加えて、鉄の場合は錠剤、カプセル、顆粒状のビタミン・ミネラルが含まれているとされておりますので、平均的な見積もりと高摂取量の見積もりのどちらもですけれども、「その他の食品」としまして、新たに栄養機能食品の摂取目安量の上限値を加算せずに見積もりをいたしております。

ばく露状況については以上でございます。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明のありました点について御議論をいただきたいのですが、42ページの表9の平均的な見積もり及び43ページの表10の高摂取量の見積もりにおいて「その他の食品」は加算しないことについて説明がありましたけれども、それでよろしいでしょうか。どうぞ。

○吉田専門委員 これはこれでもいいのですけれども、さっきの亜鉛のものがありましたよね。その理由は、要は厚労省の調査の内容で、鉄については含めて調べた、亜鉛については含めていないという、そういう調査だったということです。そのことをこの表の脚注でも何でもいいから、あるいは欄外でもいいのですけれども、そのことは書いておいておかないと、亜鉛と鉄の表を同じ人が見比べるかどうかはわからないですけれども、そのところはすごくわかりづらいと思います。亜鉛のほうは含めているのだけれども、鉄は含めておりませんので、それがなぜなのかということは、これを見られた人がわかるような形にしておいていただけるといいと思います。

○長谷川座長 どうもありがとうございます。では、そのようにお願いいたします。

そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、次に「VI. 食品健康影響評価」について、説明を事務局からお願いいたします。

○石橋係長 それでは、50ページをごらんいただければと思います。食品健康影響評価のところでございます。3～4行目にかけて、こちらは実験動物等を用いた試験の結果について記載している部分でございます。長谷川先生より、3～4行目にかけて記載している文章につきまして、適切ではないので削除してはいかがでしょうかという御意見をいただきまして、削除いたしております。

51ページの1～5行目にかけて、先ほどのばく露評価の結果をこちらに記載しております。その結果と鉄の摂取量に関する上限値0.66を比較しまして、健康影響が生じるリスクは低いと判断したと記載をしております。

7行目からでございますけれども、鉄につきましては、今回、ミネラルウォーター類の

殺菌・除菌有の成分規格に鉄の項目を規定しないという諮問をいただいております、その場合、ミネラルウォーター類からの鉄摂取量のばく露推計の結果から、鉄の全体の推定一日摂取量に比べて、相当低い量であるということから、ミネラルウォーター類からの鉄摂取によって健康影響が生じる可能性は低いと考えられると記載をしております。

鉄については以上でございます。

○長谷川座長 ありがとうございます。

それでは、先生方から御意見がありましたら、お願いいたします。どうぞ。

○浅見専門委員 ずっと毒性のところとかでは問題になっていたと思うのですが、49ページの6～8行目のところで、鉄の主な形態がヘム鉄と非ヘム鉄に分けられるということが記述されていまして、毒性上はこれが重要だったかもしれないですが、その後この記述を受けて、ここではどういう評価をしたかとか、存在形態のときに調べられるのは結局どちらかだけなので全体として評価したとか、そういうふうにつながるのであれば、これは残したほうがいいかなと思うのですが、改めて拝見をしたら、これだけ残っていると何でここにこうやって書いてあったのかなという感じがしましたので、御検討をいただければと思います。

○長谷川座長 どうもありがとうございます。

それについて、先生方から御意見はございますでしょうか。その部分は少し検討することになります。

そのほかはいかがでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、事務局は本日の議論を踏まえて、評価書案を修正してください。

それでは、議事「(3) 清涼飲料水中のカルシウム・マグネシウム等（硬度）の規格基準改正に係る食品健康影響評価について」に入ります。

本日は、カルシウム・マグネシウム等（硬度）につきまして、評価書案全体を一とおりの議論したいと思っております。

まず、資料3の「清涼飲料水評価書（案）カルシウム・マグネシウム等（硬度）」の「Ⅰ．評価要請の経緯」と「Ⅱ．カルシウム・マグネシウム等（硬度）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○石橋係長 それでは、資料3をごらんいただければと思います。まず、説明に入ります前に1ページの目次をごらんいただければと思います。この評価書案の構成でございますけれども、Ⅰ章評価要請の経緯としまして、今回諮問をいただいておりますのがカルシウム・マグネシウム等（硬度）ですので、その諮問の経緯についてこの章に記載をしております。



Ⅱ章としまして、その諮問をいただいたカルシウム・マグネシウム等に関する知見について記載をしております。Ⅲ章としまして、その硬度の構成成分であるカルシウムについて整理しております。3ページでございますけれども、Ⅳ章につきまして、マグネシウムについて整理しております。Ⅴ章でございますが、食品健康影響評価として、カルシウム、マグネシウムの評価を踏まえて、硬度の結論について整理しているという構成になってございます。

それでは、8ページの「Ⅰ. 評価要請の経緯」から御説明させていただきます。8ページの9行目でございます。今回、評価要請をいただいております内容としましては、ミネラルウォーター類の殺菌・除菌有の成分規格において、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の項目を規定しないということについてでございます。

この評価要請につきまして、12行目からでございますけれども、食品安全委員会におきまして、硬度の高い水は下痢を起こす可能性があるため、評価するのが妥当と判断され、今回の評価に至っております。

24行目でございますけれども、硬度と言いますのは、水中のカルシウムイオン及びマグネシウムイオンの濃度を炭酸カルシウム濃度に換算したものとされておりまして、そのことを踏まえまして、硬度の評価を行うに当たり、カルシウム及びマグネシウムの評価を行うこととしたとしております。

9ページから「Ⅱ. カルシウム・マグネシウム等（硬度）」についてでございます。

10ページの「2. 現行規制等」でございます。6行目、国内の水道法におきましては、水質基準値としまして、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の規定が300mg/L以下とございます。14行目でございますけれども、今回諮問をいただいております清涼飲料水の成分規格、ミネラルウォーター類の殺菌・除菌有におきましては、現在、カルシウム・マグネシウム等（硬度）につきましては規定がございません。ただ、清涼飲料水の製造基準におきまして、カルシウム・マグネシウム等（硬度）300mg/L以下という基準がございます。

11ページの8行目以降に「Ⅱ-2. ばく露状況」に関する知見を記載しております。

12ページの22行目から「Ⅱ-3. 国際機関等の評価」において、硬度についてはどのように記載されているかについて整理してございます。

硬度については以上でございます。

○長谷川座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、先生方から御意見がございましたら、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に「Ⅲ. カルシウム」と「Ⅳ. マグネシウム」について、説明を事務局からお願いいたします。

○石橋係長 それでは、カルシウムとマグネシウムについて御説明をいたします。資料3

の14ページかごらんいただければと思います。

まず、「Ⅲ. カルシウム」につきまして、「Ⅲ-1. カルシウムの概要」について14ページから記載をしております。

17ページから「Ⅲ-2. 安全性に係る知見の概要」について記載をしております。2～9行目にかけて記載している部分でございます。食品安全委員会におきましては、添加物評価書「炭酸カルシウム」におきまして、総合的に添加物「炭酸カルシウム」の安全性に係る評価を行っております。本ワーキンググループとしましては、主に炭酸カルシウムの評価書を参照としまして、カルシウムに関する知見について評価したとしております。

17ページの11行目から「1. 体内動態」でございます。

22ページ、「(5) 体内動態のまとめ」につきまして、収集した知見から、21～26行目のようにまとめております。

「2. 実験動物等における影響」につきましては、45ページに得られた知見についてまとめてございます。6行目、添加物評価書「炭酸カルシウム」におきまして、7～15行目にかけて書いておりますような結果としておりまして、18行目、本ワーキンググループとしましては、カルシウムについて、添加物評価書「炭酸カルシウム」以降、新たな知見が確認できないことを踏まえて、これらの評価が妥当と記載をしております。

21行目から遺伝毒性についてでございますけれども、遺伝毒性はないと判断したと記載をしております。

次に「3. ヒトにおける影響」でございます。49ページの22～27行目に記載している知見でございますが、これはヒトの症例報告のミルクアルカリ症候群に関する知見でございます。こちらの知見をもとに後ほど御説明します「(5) ヒトにおける影響のまとめ」においてLOAELを設定しております。

それでは、「(5) ヒトにおける影響のまとめ」について御説明したいと思っております。71ページの22行目以降でございますけれども、炭酸カルシウムの評価書におきまして、72ページの19行目でございますが、先ほどのGordonの報告をもとにLOAELを3,000mg/人/日としてございます。

24行目でございますけれども、本ワーキンググループとしましては、その評価以降、新たな知見は確認できないことを踏まえて、LOAELを3,000mg/人/日としてございます。

次に「Ⅲ-3. ばく露状況」についてでございます。こちらにも亜鉛と鉄と同じく、水道水に関する知見、ミネラルウォーター類に関する知見、食品に関する知見について記載をしております。

カルシウムからの一日摂取量の推定としましては、77ページの表3-35でございます。こちらはミネラルウォーター、水道水、食事から推定しました平均的な見積もりの結果を示しております。

78ページの表3-36に高摂取量の見積もりの結果を示してございます。

79ページでございます。カルシウムにつきましては、先ほどの鉄と同様に、食事からの

摂取量につきまして、国民健康・栄養調査のデータを用いているのですが、その中に強化食品、補助食品からの摂取量も含まれておりまして、錠剤、カプセル、顆粒状のビタミン・ミネラルにつきましても含まれておりますので、高摂取量の見積もり、平均的な見積もり、どちらも「その他の食品」という項目を削除するという整理をしております。

次にマグネシウムの説明に入りたいと思います。マグネシウムは84ページから記載をしております、87ページに「IV-2. 安全性に係る知見の概要」としまして、これまで食品安全委員会ではマグネシウム塩に関する食品健康影響評価を実施しております、本ワーキンググループとしまして、マグネシウム化合物に関する知見を収集し評価を行ったというふうに整理しております。

「1. 体内動態」でございますけれども、92ページをごらんいただければと思います。92ページの23～29行目で、得られた知見につきまして、このようにまとめてございます。

「(6) 実験動物等における影響のまとめ」につきましては、105ページでございます。8行目、反復投与毒性につきましては、得られた情報の中で最も低い投与量で見られた毒性所見が塩化マグネシウムをラットに混餌投与した試験において見られた雄の体重増加抑制であることについて記載をしております。

また、発がん性につきましては、次のページでございますが、発がん性の懸念はないと判断したとしております。

生殖毒性は判断できる知見は得られなかったとしておりまして、発生毒性につきましては、催奇形性は認められないと判断したとしております。

遺伝毒性につきましては、遺伝毒性がないと判断したとしてございます。

次に「3. ヒトにおける影響」でございます。

108ページの20行目「(2) ヒトにおける影響のまとめ」でございます。ヒトに食事以外にマグネシウム塩を経口摂取させた試験に関する複数の報告において、共通して下痢が認められましたので、それをエンドポイントとして用いることとしたとしております。得られた報告のうち、最も低い摂取量で影響が見られた文献をもとにしまして、34行目、LOAELを384mg/人/日としております。

109ページでございますが、小児及び乳児につきましては、十分な知見が認められないと考えたとしてございます。

次に「IV-3. ばく露状況」でございます。109ページから、カルシウムと同様に、水道水に関する知見、ミネラルウォーター類に関する知見、110ページにまいりまして、食品に関する知見について記載をしております。

113ページの4行目から「(2) 日本におけるマグネシウムの一日摂取量の推定」について記載をしております。平均的な見積もりとしましては、表4-17に示してございます。高摂取量の見積もりにつきましては、115ページの表4-18に示してございます。

マグネシウムにつきましては、これも同じく食事からの摂取量の推定についてでございますけれども、国民健康・栄養調査のデータを用いているのですが、マグネシウムの場合

はカルシウムと異なっておりまして、錠剤、カプセル、顆粒状のビタミン・ミネラルは含まれていないということとされておりますので、過大な見積もりかもしれませんが、高摂取量の見積もり、表4-18の中で「その他の食品」としまして、栄養機能食品のマグネシウムの一日当たりの摂取目安量の上限値300という値がございますので、こちらの値を加算しまして、推定をしております。

カルシウム、マグネシウムに係る御説明は以上でございます。

○長谷川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、先生方から御意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後に「V. 食品健康影響評価」について、説明を事務局からお願いいたします。

○石橋係長 それでは、120ページをごらんいただければと思います。120ページ「V. 食品健康影響評価」でございます。

まず、2～5行目にかけてまして、今回の評価要請の内容につきまして、記載をいたしております。7～10行目につきましては、硬度の評価を行うに当たり、カルシウム及びマグネシウムの評価を行うこととしたという旨を記載しております。

12行目からでございますけれども、こちらはカルシウムに関する知見について記載をしております。18～24行目につきましては、実験動物等のまとめに記載している内容をまとめて記載しております。

25行目からは、ヒトにおける知見についてまとめておりまして、36行目にLOAELを3,000mg/kg体重/日としたとしてございます。

121ページでございます。本ワーキンググループとしましては、ヒトにおける知見を重視し、ヒトにおける知見に基づきカルシウムの摂取量に関する上限値を設定することが適切であると判断したとしてございまして、先ほどのLOAELの値からULSとして2,000mg/人/日とすることが適切と判断したとしてございます。

9～14行目でございますけれども、こちらはばく露評価の結果について記載をしております。16～21行目につきましては、そのばく露評価の結果とULS2,000mg/人/日と比較しまして、ミネラルウォーター類及び水道水からのカルシウムの摂取によって健康影響が生じるリスクは低いと判断したとしてございます。

次にマグネシウムでございます。マグネシウムにつきましてもカルシウムと同様に整理をございまして、実験動物等の結果につきましては、30行目から122ページの4行目について記載をしております。5～8行目にかけてまして、ヒトにおける知見を検討した結果としまして、LOAELを384mg/人/日としてございます。

10～12行目につきましては、ヒトにおける知見に基づき、マグネシウムの摂取量に関す

る上限値を設定することが適切であると判断したとしておりまして、14～24行目の部分でございませけれども、通常の食事以外からのマグネシウムの摂取量の上限値について記載をさせていただきます。

こちらの14～24行目の部分につきましては、先生方に事前にお送りさせていただきました後に、事務局において食品安全委員会の先生方と御相談をさせていただきますして、通常の食事以外からのマグネシウムの摂取量の上限値としまして、ここに記載しておりますような理由をもとに350mg/人/日とする案に修正をして記載をしております。

26行目からでございますけれども、こちらはマグネシウムのばく露評価の結果につきまして記載をしております。34行目から123ページの3行目でございますけれども、ミネラルウォーター及び水道水からのばく露推計の結果とマグネシウムの摂取量の上限値350を比較しまして、ミネラルウォーター類及び水道水からのマグネシウムの摂取によって健康影響が生じるリスクは低いと判断したとしてございます。

6行目のなお書きは「過大な見積もりであるが」ということで、水道水及びマグネシウム濃度の高いミネラルウォーター類に加えまして、その他の食品として栄養機能食品からのマグネシウムを多く摂取すると仮定した場合、マグネシウムの推定一日摂取量は431mg/人/日となっております。通常の食事以外からのマグネシウムの摂取量の上限値が350でございますので、こちらの値を上回っているということで、通常の食事以外からのマグネシウムの摂取が過剰にならないように留意する必要がある旨を記載してございます。

13行目は、最後に「3. 硬度」としての結論でございます。カルシウムとマグネシウムの結論を踏まえまして、今回、評価要請をいただいております食品衛生法に基づくミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の項目を規定しないという場合に、ミネラルウォーター類からのカルシウム及びマグネシウムの摂取によって健康影響が生じる可能性は低いとしております。

なお書きとしまして、マグネシウムのところで記載しましたように、通常の食事以外からのマグネシウムの摂取が過剰にならないよう留意する必要がある旨を記載してございます。

御説明は以上でございます。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。

それでは、まず最初にカルシウムについて、120～121ページのこの部分についての記載でございますが、これでよろしいでしょうか。御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、マグネシウムでございますが、121～123ページにかけての部分でございます。この部分について御意見をお願いいたします。特に御意見がないようですので、次にまいります。

123ページにまいります。硬度の部分の記載について、これでよろしいでしょうか。御

意見をお願いいたします。どうもありがとうございました。

そのほか、全体を通じまして、先生方から御意見がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

本日の審議で、評価書案はおおむねまとまりましたので、あとの細かい修正点につきましては、先生方から御指摘いただいた部分を含めて修正していく必要があると思っております。それにつきましては、私に御一任いただけないでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○長谷川座長 どうもありがとうございます。

要約も含めまして、修正案につきましては、先生方にメール等で御確認をお願いすることになるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

本評価書案につきましては、本ワーキンググループの審議結果として食品安全委員会に報告したいと思っております。それにつきましても、座長に一任していただきたいと思っております。

それでは、事務局から今後の進め方について、御説明をお願いします。

○今井課長補佐 各評価書案は取りまとめていただきましたものを本ワーキンググループの審議結果としまして、食品安全委員会に報告させていただきます。食品安全委員会での了解が得られましたら、ホームページ等を通じまして、パブリックコメントの募集を行う予定でございます。パブリックコメントでいただいた御意見等への対応につきましては、座長と御相談させていただきたいと存じます。

○長谷川座長 どうもありがとうございました。それでは、よろしくをお願いいたします。

最後に議事「(4) その他」についてでございますが、事務局から何かございますでしょうか。

○今井課長補佐 ございません。

○長谷川座長 わかりました。

それでは、以上で、第3回「清涼飲料水等に関するワーキンググループ」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。